官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委一八）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一五二）　二

その他告示

○国家公安委員会告示第十八号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月二十一日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

1　名簿記載者公告番号ＴＩ―114（ハリール・アフメド・ハッカーニ（KHALIL AHMED HAQQANI））

⑴　変更前

住所　⒜Peshawar, Pakistan　⒝Near Dergey Manday Madrasa in Dergey Manday Village, near Miram Shah, North Waziristan Agency (NWA), Federally Administered Tribal Areas (FATA), Pakistan　⒞Kayla Village, near Miram Shah, North Waziristan Agency (NWA), Federally Administered Tribal Areas (FATA), Pakistan　⒟Sarana Zadran Village, Paktia Province, Afghanistan

名簿に記載された年月日　2011年２月９日（2012年６月１日及び2013年４月15日に改訂）

その他参考となるべき事項　パキスタンの連邦直轄部族地域（Federally Administered Tribal Areas）にある北ワジリスタン（North Waziristan）を拠点に活動するハッカーニ・ネットワーク（ＴＥ－３）の幹部。アラブ首長国連邦のドバイに赴き資金を調達したことがある。ジャラルッディーン・ハッカーニ（ＴＩ―31）の兄弟であり、シラージュッディーン・ジャラールッディーン・ハッカーニ（ＴＩ―108）のおじである。

⑵　変更後

住所　Sarana Zadran Village, Paktia Province, Afghanistan

名簿に記載された年月日　2011年２月９日（2012年６月１日及び2026年４月15日に改訂）

その他参考となるべき事項　アラブ首長国連邦のドバイに赴き資金を調達したことがある。ジャラルッディーン・ハッカーニ（ＴＩ―31）の兄弟であり、シラージュッディーン・ジャラールッディーン・ハッカーニ（ＴＩ―108）のおじである。2024年12月11日に死亡したと報告されている。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

2　名簿記載者公告番号TI―126（アブドゥル・ラウフ・ザキール（ABDUL RAUF ZAKIR））

⑴　変更前

名簿に記載された年月日　2012年11月５日

その他参考となるべき事項　シラージュッディーン・ジャラールッディーン・ハッカーニ（ＴＩ―108）の下にあるハッカーニ・ネットワーク（ＴＥ－３）の自爆テロ攻撃の責任者であり、カブール州、タハール州、クンドゥーズ州及びバグラン州（Kabul, Takhar, Kunduz and Baghlan Provinces）におけるあらゆる活動の責任者でもある。自爆テロ攻撃の訓練を監督し、簡易爆発物（IEDs）の製造方法に関する指導を行っている。